

熊本県公報

号外 第 37 号の 3
平成 14 年 9 月 30 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(人事委員会) 1

規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 14 年 9 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 46 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 10 号)の一部を次
のように改正する。

別表本庁の表知事部局の項中「室次長」を「室次長 センター長」に改める。

附 則
この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

